

# 車を運転中、大震災等が発生したら

【福井県警察本部交通規制課】

◎ **大震災等発生時、車を運転中の方は次のよう**に行動してください。

- 高速道路を通行中の自動車は、交通情報板や警察官等の誘導に従い、付近の出口から降りてください。
- 自動車を置いて避難する場合、エンジンキーを付けたまま出来るだけ道路端に止めて下さい。
- 避難のため、無用に自動車を使用しないで下さい。

◎ **大震災等発生時は、人命救助や消火活動のため、次のような交通規制が実施されます。**

- 被災地に向かう道路は、一般車両の通行が制限されます。
- 被災地から避難のための車両は通行出来ます。

※ **被災状況に応じて災害応急活動に必要な車両の通行を確保するため、「緊急交通路」が指定されます。**

- 「緊急交通路」では、災害応急対策に従事する車両（緊急自動車及び災害基本法に基づく標章を掲示している車両）しか通行できません。

## **緊急交通路として指定される代表的な路線（16路線）**

高速道路等～北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道

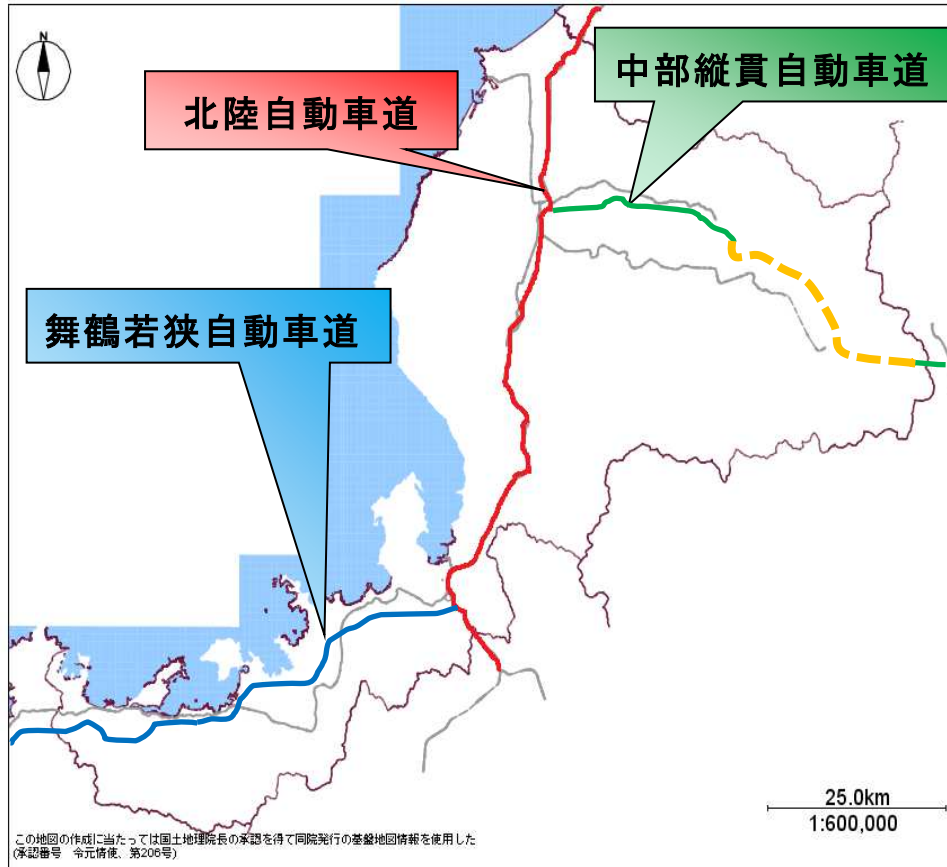
一般道路 ～国道8号、国道27号、国道157号、国道158号、国道161号、

国道162号、国道303号、国道305号、国道365号、

国道416号、国道417号、国道476号、主要地方道小浜綾部線

**被災状況を  
判断して指定**

# 緊急交通路として指定される路線図（高速道路等）



## 注 意 事 項

緊急交通路として指定された道路は、緊急通行車両等の災害対策に従事する特別な車両しか通れなくなります。

緊急交通路には、下記の標識が設置されます。

災害対策基本法に  
基づく車両通行止



指定車両を除く



福井県警察本部交通規制課 (0776-22-2880)